

令和２年度 税制改正について

景気総括判断が３年ぶりに下方修正され、実質賃金も実質消費も下がり続けています。どこから見てもデフレーションですが、それでも増税すれば景気に甚大な影響を及ぼします。バブル期以降の日本の GDP は５兆米ドルを境に成長が止まっており、こんな先進国はありません。『失われた 10 年』を『30 年』に拡大させています。消費税増税のたびに経済成長を止めて来ました。そして、金融緩和と財政赤字を続け、賃金も上がらず格差社会の拡大で、産業を衰退させてきました。国内だけに目をやるのではなく、国際的な視点での抜本的な税制の見直しはもとより、中小企業や事業承継等の早急な対策が必要です。令和の新時代に相応しい税制が求められます。

栃木県内の法人会は、税制改正を提言するに当たっては、毎年、会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、令和２年度の税制改正について、次のとおり提言いたします。

1 地方経済と中小企業の活性化

地方経済を支えているのは中小企業であります。大企業の内部留保だけが過去最高に積み上がり、中小企業や一般国民には景気拡大の実感は全くないと言われています。会員アンケートでは、景気が「よくなった」が 11.7%で、「悪くなった」は 26.9%と２倍以上の開きがあり、今後の景気も「よくなると思う」が 7.6%で、「悪くなると思う」が 37.6%と極めて悲観的であります。

「地方経済と中小企業の活性化」なくしては、日本経済の発展ありません。

(1) 東京一極集中の是正

企業や商業・サービス施設、教育機関等が東京に集中しているため、東京への人口移動が増加し、東京と地方との人口の格差が益々拡大しており、今後、東京の高齢者数は大幅に増加することが予想されます。一方で、地方の出生率は東京に比べ高い傾向にあります。

首都機能の移転のみならず、東京に集中している企業の地方への移転と教育機関等の地方立地促進を図る必要があります。首都圏への人口移動を抑制し、地方の中小企業の人材確保に繋がり、地域の活性化、地方経済の発展が期待できます。

(提言)

イ 企業支援金、移住支援金の更なる拡充。

ロ 地方拠点強化税制の更なる拡充、企業の地方移転の流れを一層促進するための税財政制度の構築。

ハ 地方大学の振興。

(2) 法人実効税率の引下げ等

法人実効税率は、平成 30 年度 29.74%まで引き下げられましたが、企業の内部留保は増加し、設備投資や賃金引上げに対する効果は十分ではありません。法人実効税率は、アジア平均 21.4%と比較しますと依然として高水準であることから、一層の法人実効税率の引き下げにより、積極的な設備投資や賃金引上げ等の企業活動を促し、経済活動の活性化を図る必要があります。

(提言)

- イ 中小企業の法人実効税率の 20%台半ばまでの引き下げ。
- ロ 内部留保の設備投資等促進のため、法人税率に累進税率を導入。
- ハ 留保金課税率の引上げ。

(3) 事業承継税制の拡充

後継者問題は、中小企業においては極めて切実な問題であり、地域経済や雇用に貢献している中小企業の存続は、地域活性化には不可欠であるともいえます。事業承継税制については、平成 30 年度税制改正で大幅な改正がなされました。事業承継税制は、使い勝手や適用条件等を更に改正することによって中小企業の存続において有効な制度となります。

(提言)

事業承継については、欧米並みの一般財産と事業用財産を切り離した独立した事業承継税制の創設。

(4) 中小企業の法人税軽減策の拡充

中小企業においては、所得金額のうち 800 万円以下の金額について、15%とする措置が講じられており、平成 31 年度税制改正において 2021 年 3 月まで適用期限が延長されました。中小企業は、大企業に比べ資金調達力や収益力が乏しく、経営環境の変化に対応出来得る内部留保を有している企業は少ないのが実態です。また、利益を計上できても税負担を重く感じる経営者も多く存在します。

積極的に利益を計上し、設備や人材に投資し、企業活動をより充実されるためにも法人税軽減税率の適用期限の撤廃（無期限化）や、所得金額の引上げ、更に軽減税率の引き下げは地域経済と中小企業の活性化に有効な施策となります

(提言)

- イ 軽減税率適用所得金額の引上げ（2,000 万円まで）。
- ロ 軽減税率の 10%までの引下げ。

2 財政健全化と行政改革

我が国の財政は、毎年多額の国債発行が積み重なり、国際的にも最悪の水準にあります。現在、日本国債の 93%は潤沢な個人金融資産に支えられ、国内投資家が保有していますが、債務残高の増大と貯蓄水準の停滞により、この環境が変化する可能性があります。

政府は、2019 年 10 月に消費税率引き上げを見越し、総額 2 兆円を超す歳出と税制による対策が盛り込まれ、2019 年度の一般会計総額は初めて 1 0 0 兆円を突破しました。

政府の財政健全化計画は、2018 年度の基礎的財政収支（P B）の赤字の目安を国内総生産（G D P）のマイナス 1 %程度としていたが試算では 2.9%に悪化しました。消費増税もあって歳入は増えるものの消費増税対策以外の防衛費や公共事業費などの歳出も軒並拡大し、世界経済の先行きの不透明感が出るなか、2020 年度に国と地方の P Bを黒字にする目標を断念しました。

人口増から人口減少時代へと推移する中、消費増税はいたし方ないが、毎年繰り返される補正予算による歳出上積みも財政健全化を遅らせる要因になっています。甘す

ぎる成長予測を掲げるのは問題です。歳出面の見直しが必要です。財政健全化には経済成長が不可欠であり同時に GDP の上昇を促す政策も大切で並行して長期的な財政健全化計画を望みます。

国民に、増税等を求めるには、財政健全化・行政改革についての確固たる計画と実行が不可欠です。

一方、行政改革においては、行政組織の効率化と経費削減が急務です。依然として改まらない官僚意識、在任中の執行業務が離任後または退職後に責任を問われない公務員制度、官僚システムは抜本的な改革をすべきです。官から民への更なる業務移行など行政のスリム化を図ることも必要ではないでしょうか。

(提言)

- イ 行政機構の改革（業務内容ごとに集約する。例えば、各省庁がそれぞれに行っている統計業務を一本化するなど。）
- ロ 国、地方公務員の人員削減及び議員定数の削減。
- ハ 地方公務員の給与等を適正水準へ是正。
- ニ 高額な議員報酬の削減と政務活動費の適正化。
- ホ 基礎自治体を 30 万人と考え、更なる市町村合併の促進。
- ヘ 広域行政による効率化を目指し、道州制の導入を検討すべき。

3 社会保障制度の改革

2013年の社会保障と税の一体改革は、介護保険料の低所得者への軽減強化や年金生活者支援給付金が実施されることになり、消費税が10%になることで三党合意から始まったこの改革は終わる事となります。

しかしながら、少子高齢化に歯止めはかからず、社会保障制度は引き続き不断の見直しが必要となります。すなわち、第二次「社会保障と税の一体改革」を議論する必要があります。そして、非正規労働者が2000万人を超え、働き方は多様化する中で終身雇用形態は転機を迎えています。

年金制度、医療保険制度の持続的な安定は常に求められるものです。国民健康保険・協会けんぽ・組合健保は、制度間に負担と給付において大きな差があります。それらを一元化することにより、誰もが必要に応じて適切な医療を受けられるようになります。

その財源は負担能力のある者が拠出し、負担能力の低い者が給付される「所得の再分配」が基本となります。こうした応能負担の原則を徹底することで、貧富の差に関係なく、より多くの人々が適切な医療・社会保障を享受することが可能になります。

なお、社会保障の高額所得者への給付額には制限を設けるべきです。

また、介護保険については、要介護認定を抜本的に改革し、認定区分と給付限度額を切り離す必要があります。そして、質の高い人材確保及び維持のため、ケアマネジャーを国家資格とし、これが設定した給付額を保証することが必要ではないかと思います。更に、1割の利用者負担がとても重いことや、交通事故での介護状態にも適用すべきであると思います。

わが国の社会保障制度は先進国のなかでは「中福祉・低負担」となっております。

バランスよく維持させるためには既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要があり、またその財源は安定的である必要があります。

一方で財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、将来にわたり50%程度にとどめるべきと思われます。そのためには「自助」と「公助」の役割分担や、給付の効率化も極めて重要となります。

社会保障の安定財源としては、消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税収が景気に左右されにくい消費税が適しています。しかしながら、過去において増税後の景気悪化は避けられず、更に増税収入以上のばらまき予算を組む等、消費増税を納得する材料が我々にはありません。

また、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められます。

最後に、社会保障改革と財源の関係については、目指すべき社会保障の方向性が財源のあり方を主導するものであって、その逆があってはならないと思います。

4 税のあり方と租税教育の役割

税制は、社会情勢や経済状況に対応することが求められます。この場合、「公平・中立・簡素」の租税原則が基本とならなければならないと考えます。

少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来するなかで、消費税が注目されています。消費税は、安定した税収を確保する半面、低所得者の所得に対する負担割合が高くなる逆進性が問題になります。

本年10月の10%への増税に際し、食料品等への軽減税率が導入されるほか、景気対策としてプレミアム付商品券やキャッシュレス決済によるポイント還元など、増税による歳入見込み額を上回る予算措置が講じられ、「社会保障と税の一体改革」の本旨にそぐわない措置と言わざるを得ません。消費税について法人会は、簡素化と事務負担の面から単一税率を維持すること、逆進性についてはマイナンバーを活用して、給付付き税額控除を採用するよう主張してきました。軽減税率は、早晩廃止すべきと考えます。

ところで、非正規労働者の増加などにより、所得格差が拡大しています。特に、日本のひとり親世帯の貧困率の高さは、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で他国の追随を許さないほど突出しています。税財政の役割の一つとしての、所得再分配機能に留意することの必要性が高まっています。

租税原則のなかでは、「公平」が最も重視されるべきと考えます。近時の税制改正のなかには、公平の見地から疑問を持たざるを得ないものがあります。教育資金や結婚・子育て資金につき高額な無税贈与の仕組みや、寄附税制にそぐわない「ふるさと納税」などは、高所得者が恩恵を受けることの多いものであり、廃止の方向で検討するよう求めています。

われわれは所得税の課税単位について、現行の個人単位を世帯単位にする、いわゆるN分N乗方式の採用を主張しています。

法人税については、中小企業の6割余りが赤字法人であること、大企業では多額の内部留保がある現状に鑑みて、利益に応じた累進課税を導入することも一計ではないでしょうか。

「簡素」の観点から、租税特別措置法の役割が終わったものの廃止は言うまでもなく、常に見直すことが必要です。所得課税では、所得の種類の見直しと所得控除の仕組みの簡略化を図る必要があると思います。

次に、租税教育の在り方は、税の仕組みや役割は言うに及ばず、タックスペイヤーとしての意識を高めるとともに、納税者の権利意識を身につけるものでありたいと考えます。

税のオピニオンリーダーとしての法人会の役割が存する、所以の一つであると認識しております。

5 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

設備投資や賃上げの促進のため、税率の引き下げ、軽減を求める意見が多いです。

イ 基本税率の更なる引き下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引き上げ（2,000万円程度まで）と軽減税率の引き下げを引き続き求めます。

ロ 役員給与の原則損金算入を求めます。

ハ 過去最高に膨れ上がった大企業の内部留保金を設備投資に向けさせるため、所得金額（利益額）に応じた累進課税の導入の検討を求めます。

(2) 個人所得課税

アンケートでは、所得格差を是正するため高所得者に対する負担増や、累進税率の強化を求める意見が多くあります。

イ 富裕層は所得金額が1億円を超えると租税負担率が低減すると言われています。これらの要因である金融所得の分離課税の税率見直しや総合課税への一元化を求めます。

ロ 基幹税としての財源調達機能と再分配機能を強化するために、累進税率の抜本的な見直しを求めます。

ハ 各種控除の見直しも必要であるが、公平で簡素という観点から「個人単位課税」を改め、当法人会が従来から提言している「世帯単位課税」（N分のN乗方式）の導入が望ましい。

ニ 少子化対策のため、子供が多いほど有利になる税制の構築を急ぐべきである。

(3) 消費税

持続可能な社会保障制度の安定的財源として消費税は必要であるが、財源本年10月の10%への税率の引き上げについては、経済が成長していないところに増税すれば成長を取り戻せなくなるので、慎重な対応が必要です。

イ 軽減税率制度の導入は事業者の事務負担、簡素化、税收確保などの観点から税率10%までは単一税率が望ましい。

ロ 低所得者対策としては、マイナンバーを活用して給付付き税額控除を採り入れるのが望ましい。

ハ また、税率引き上げによる景気緩和策については、ばらまき政策とならないよう必要最小限度の期間・範囲等にとどめるべきであります。

(4) 資産課税

アンケートでは、事業承継の10年特例制度の活用実施、検討等が80%となっており、中小企業の存続、事業活動の活性化のためには必要不可欠な制度であります。

中小企業にとっては円滑に事業承継が行われることが最も望ましいことでもあります。特例制度の本則化を求めるとともに、引き続き、事業用財産と一般財産とを切り離した事業承継税制の創設を求めます。

(5) 地方税

地方税についてアンケートでは、どの税目についても軽減、見直しを求める意見が圧倒的に多いです。特に、固定資産税、都市計画税、償却資産税、事業所税が顕著です。

イ 固定資産税については、景気の現状や実勢価格に照らして評価額が高いという意見が多く、一様に重税感を強く感じています。

ロ 土地評価額については、「一物四価」（時価、公示価格、基準地価格、相続税評価額）を早急に一元化すべきです。

ハ 固定資産税の課税に当っては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

ニ 都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われますので、廃止すべきです。

6 終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っており、今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存です。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

会員への「税制改正に関するアンケート調査」の結果を巻末に添付しましたので、ご参照ください。